

米国輸出管理規則(EAR)、規制網を拡大 — アフィリエイト・ルールと新たな警告“Red Flag 29”導入

— 積極的なコンプライアンス体制構築の必要性 —

ステファン・E・ベッカー、アーロン・R・ハットマン、マシュー・R・ラビノウィッツ、サハル・J・ハフィーズ、ジュリアン・M・ビーチ、サマンサ・フランクス、タイシュウ・ピット

2025 年 9 月 29 日、米国商務省の産業安全保障局 (Bureau of Industry and Security, BIS) は、暫定最終規則 (Interim Final Rule, IFR) を公表し、商務省エンドユーザーリストに掲載された当事者に対する 50% 所有ルール (いわゆる「アフィリエイト・ルール」) を確立するために輸出管理規則 (Export Administration Regulation

, EAR) を改正しました。このルールにより、エンティティ・リストⁱ、軍事エンドユーザー (Military End User, MEU) リストⁱⁱ、SDN リストⁱⁱⁱ に基づき指定された一以上の当事者により、直接又は間接に少なくとも 50% を所有される外国主体は、エンドユーザー規制の対象に含まれることとなります。本改正の結果、特に中国、香港及びロシアの企業 (並びにこれらの企業に所有され、世界各地で事業を行う企業) に関して、エンティティ・リストによる規制の対象となる企業が拡大されます。日本企業は、これらのエンドユーザーとの取引に関し、自社の輸出管理体制を見直し、輸出品目および出荷先の適正性を確認する必要があります。

アフィリエイト・ルール – 旧ルールとの相違

アフィリエイト・ルールは、米国財務省の外国資産管理局 (Office of Foreign Assets Control, OFAC) が用いる「50% ルール」と同様の仕組みを反映しています。BIS は、この所有権を基準にしたアプローチを、自らはリストに記載されていないが制限対象主体によって過半数所有されている新会社を設立するといった迂回手法に対処するために採用しました。

アフィリエイト・ルールは BIS の執行体制を強化する一方で、コンプライアンス上の義務も導入します。米国輸出規制の対象となる製品、ソフトウェア又は技術を製造又は取引する日本企業は、非米国の相手方当事者が、一以上の制限対象当事者により単独又は合算で過半数所有されているか否かを確認する義務を負います。エンティティ・リスト掲載当事者が持分を所有していることを認識している場合には、当該所有比率が 50% を超えていないことを確認する積極的義務があります。輸出者がこれを確認できない場合には、当該取引を行う前に BIS へのライセンス申請が必要となります。

尚、OFAC の「50% ルール」とは異なり、50% 以下であれば取引が可能というわけではありません。50% 以下所有の会社にもデュー・ディリジェンス義務があります。(以下、Red Flag 29 を確認ください)

このルールが導入される以前、BIS は「法的に独立した (legally distinct)」基準を適用し、子会社、親会社、兄弟会社は、リスト掲載事業体とは法的に区別されていました。リストに掲載され

ていない外国関連会社については、たとえリスト掲載当事者に所有されていたとしても、自動的に規制対象とはされていませんでした。

新たなアフィリエイト・ルールの下では、エンティティ・リスト、MEU リスト、または [§ 744.8\(a\)\(1\)](#) に基づき指定された特定制裁プログラムに従う特別指定国民 (Specially Designated Nationals, SDN) リスト に基づくライセンス要件の対象となる一以上の当事者により、直接又は間接に、単独又は合算で 50% 以上所有される外国主体は、当該主体自身が同一の制限の対象となります。複数の制限対象当事者によって所有されている場合には、最も厳格なライセンス要件及び審査方針が適用されます。所有関係を確認できないものの、輸出者が当該所有者の一以上が関連するリストの一つに記載されていることを認識している場合には、輸出者は、当該問題を解決するか、ライセンス申請を行うか、またはライセンス例外を特定しなければなりません。これにより、取引を進める前に、当該取引のすべての当事者の所有構造を評価する積極的なデュー・ディリジェンス義務が確立されます。

また、BIS は、外国関連会社がリスト掲載主体への迂回の重大なリスクをもたらさないと判断した場合には、アフィリエイト・ルールの適用について個別の事案に応じて例外を認めることができます。これらの例外は、該当するエンティティ・リスト又は MEU リストの記載に反映されます。リスト掲載当事者による所有に基づきアフィリエイト・ルールの対象となる外国主体は、[§ 744.16\(e\)](#) に基づき修正申請を行い、[§ 744 付則 5](#) に定める手続に従って、除外を求めることができます。

外国直接製品規則の改正

本暫定最終規則は、[§ 734.9](#) に基づく外国直接製品 (Foreign Direct Product, FDP) 規則 ^{iv} に対する整合的な修正を含んでいます。

- エンティティ・リストの FDP 規則は、エンティティ・リストによる制限の対象となる当事者に 50% 以上所有される外国主体に適用されることとなり、その中には、[§ 734.9\(e\)](#) に規定されるエンドユーザー基準を満たす少なくとも一つの当事者が含まれる場合が対象となります。
- これらの要件は、所有者の一方のみがエンドユーザー基準を満たし、他の所有者が満たさない場合であっても適用されます。
- [§ 734.9\(g\)](#) に規定されるロシア及びベラルーシ軍事エンドユーザー並びに調達 FDP 規則も同様に拡大され、当該条項に基づく制限の対象となる当事者に過半数所有される外国主体に適用されます。

尚、BIS は現時点において、アフィリエイト・ルールを未検証リスト (Unverified List, UVL) ^v 及び拒否者リスト (Denied Persons List) ^{vi} に適用してはおりません。しかしながら、本ルールを将来的にこれらの領域に拡大すべきか否かについて、パブリックコメントを募集しています。^{vii}

新たな迂回警告の導入 – Red Flag 29

本暫定最終規則は、EAR [§ 732 付則 3](#) において、Red Flag 29 を新設しています。この新たな警告は、輸出者、再輸出者、又は譲渡者が、外国主体がエンティティ・リスト又は MEU リストに掲載された一以上の当事者に所有されていることを認識しているものの、その所有比率を確認

できない場合には、取引を進める前に、当該 Red Flag を解消するか、BIS に対してライセンス申請を行うか、または当該リスト掲載所有者に係る制限に基づいて適用可能なライセンス例外を特定しなければならないことを示しています。

また、BIS は、重要な少数持分の所有や、取締役の兼任その他の支配を示す指標などのリスト掲載当事者に対する実質的な関係を有する非米国主体は、より広範な迂回リスクを呈すると警告しています。これらの場合、特に所有情報の入手又は確認が困難な国々においては、企業が一層強化されたデュー・ディリジェンスを実施することを BIS は期待しています。

暫定一般許可の可能性

本暫定最終規則は、エンティティ・リストに掲載された当事者による非リスト掲載外国関連会社との取引について、60 日間の暫定一般許可 (Temporary General License, TGL)^{viii}を創設しています。TGL は、一部の場合に日本企業に利用可能であり、以下の二つの特定の条件の下で適用されます。

- 非米国当事者が Country Group^{ix} A:5 (日本は Country Group A:5 に含まれます。)又は A:6 の管轄内に所在し、かつ一又は複数のリスト掲載当事者又はその他の制限対象当事者により過半数を所有されている場合。
- 非米国当事者が Country Groups E:1 又は E:2 の管轄外に所在するジョイント・ベンチャーであり、そのパートナーが米国又は Country Group A:5 又は A:6 の管轄内の国に本社を置く非リスト掲載当事者である場合。ただし、当該ジョイント・ベンチャーのパートナーが制限対象当事者に過半数を所有されていないことを条件とします。本暫定最終規則によれば、TGL は連邦官報における本暫定最終規則の掲載日から 60 日後(すなわち 2025 年 11 月 29 日)に失効します。

さらに、本暫定最終規則は、EAR § 744 に付則 8 を追加しており、アフィリエイト・ルールの適用に関する指針を提供しています。本指針は、OFAC が 2014 年に公表した「50%ルール」に関する文書を参考にしたものであり、EAR の文脈に合わせて修正されています。

本稿の原文(英文)につきましては、[Commerce Department Issues “Affiliates Rule,” Extends Entity List Restrictions to Majority-Owned Foreign Entities](#) をご参照ください。

i エンティティ・リスト: 米国の国家安全保障または外交政策を脅かす活動に関与している外国の主体を掲載した BIS が管理するリストです。このリストに掲載された主体は、米国起源の製品、ソフトウェア、技術を取得する際に、厳格な輸出許可要件の対象となります。

ii MEU リスト (Military End-User List): BIS が管理・公表する軍事最終使用者とみなされる外国主体を列挙したリストです。これらの主体への特定品目の輸出には、通常 BIS の輸出許可が必要であり、多くの場合、原則不許可の方針が適用されています。

iii 特別指定国民 (Specially Designated Nationals, SDN) リスト: OFAC が管理・公表する、制裁対象となる人物・団体などを列記したリストです。リストに掲載されると、その者の資産(米国内

または米国人の管理下にあるもの)は凍結され、米国人や米国内拠点の法人がこれらと取引をすることが一般的に禁止されます。

iv 外国直接製品 (Foreign Direct Product, FDP) 規則: 米国起源の技術・ソフトウェア又は制御品目を用いて国外で製造された製品が、一定条件の下で米国の輸出規制下に置かれると定めるルールです。

v 未検証リスト (Unverified List, UVL) : BIS が管理しており、BIS が最終用途または最終使用者に関する情報を検証できない主体を掲載したリストです。これらの主体への輸出は、追加の審査を要し、通常であれば許可が不要な品目であっても、BIS の輸出許可が必要となる場合があります。

vi 拒否者リスト (Denied Persons List) : BIS が管理しており、輸出・再輸出・国内移転の特権が正式に拒否された主体を列挙したリストです。これらの主体は、EAR の対象品目に関して、輸出・再輸出・国内移転に関わる行為を行うことが禁止または制限されます。

vii 米政府閉鎖により、現時点ではパブリックコメントの受付が停止されています。

viii 暫定一般許可 (Temporary General License, TGL) : 通常は禁止・制限される取引を、一定の条件・期間のもとで一時的に許可するものを指す制度です。企業・取引別のライセンスとは異なり、条件を満たす取引を許可するもの。

ix Country Group : EAR において、各国・地域をその安全保障上・外交上の関係性に基づいて分類した国グループのことです。

本稿の内容に関する連絡先

Stephan E. Becker

stephan.becker@pillsburylaw.com

Aaron R. Hutman

aaron.hutman@pillsburylaw.com

Matthew R. Rabinowitz

matthew.rabinowitz@pillsburylaw.com

Sahar J. Hafeez

sahar.hafeez@pillsburylaw.com

Julian M. Beach

julian.beach@pillsburylaw.com

Samantha Franks

samantha.franks@pillsburylaw.com

Taishu Pitt

taishu.pitt@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己

katsumi.shirai@pillsburylaw.com

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

栗原良子

rico.kurihara@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.